

第 4 3 5 回鯖江市議会定例会

請願文書表

請願第 3 号

(令和 4 年 5 月 20 日)

受付年月日	件 名	請 願 者	紹介議員	付託委員会
令和 4 年 5 月 20 日	保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書の提出を求める請願書	よりよい保育を！ 福井県実行委員会 事務局 自治労連福 井県事務所 坂井 郁雄	菅原 義信	教育民生

(要旨)

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染予防の対策をしながら、子どもの命と健康を守り、心身の健全な発達を保障する保育が行われています。しかし、感染予防の対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては「密」を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足に拍車をかけています。

コロナ禍への対応として、保育所等における「密」な環境を是正し、感染予防の対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の職員配置・設備の面積基準の改善が急務です。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されています。2021 年度『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級あたりの平均児童数はすでに 22.7 人になっており、今後 20 人前後の学級が増えることとなりますが、小学生よりも若い乳幼児が長時間生活する保育所等の 4・5 歳児の配置基準(子ども 30 人に保育士 1 人)は、設備の面積基準と同様、1948 年に制定されて以来、一度も改正が行われておらず、放置されているのは、由々しき事態といわざるを得ません。

コロナ禍のなかで、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任をもって改善を進めることが求められています。

以上の趣旨から下記事項について請願いたします。

記

国に対して「保育所等の最低基準(職員配置・設備の面積基準)と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書」を提出していただけるよう請願いたします。